



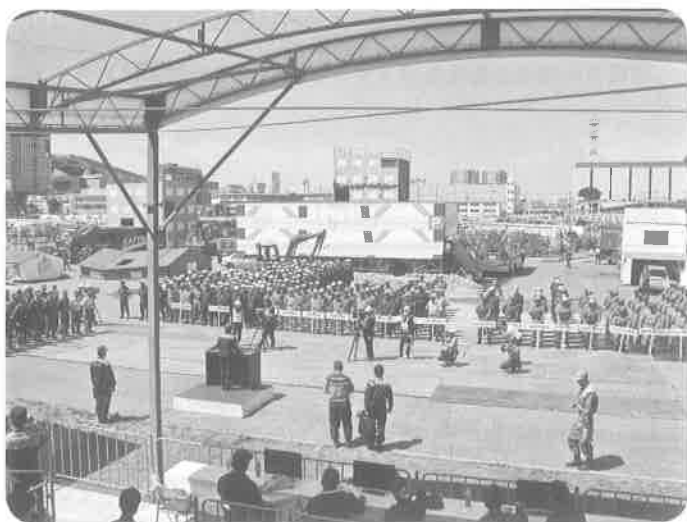
県央だより

Vol24

2016年12月

平成28年9月1日(木)、第37回九都県市合同防災訓練(中央会場)が、さいたま市大宮区(三菱マテリアル(株)隣接地)において、さいたま市主催のもとに実施されました。

当消防本部からは、救助工作車、救急車、人員搬送車が参加し、各関係機関との連携強化を図りました。



平成28年度全国統一防火標語

消しましょう その火その時 その場所で

人事行政の運営等の状況の公表

埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表における条例に基づき、平成27年度における組合職員の給与や勤務時間その他勤務条件などの人事行政のあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成27年度）

区分	男性	女性	合計
消防職	14人	3人	17人

※再任用職員（短時間勤務職員）は、7名採用しています。

(2) 職員の退職者数（平成27年度）

定年退職	勧奨退職	自己都合	合計
11人	1人	2人	14人

(3) 部門別職員数（平成27年度）

一般行政	消防部門	合計
1人	328人	329人

※再任用職員（短時間勤務職員）7名は含みません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成27年度の人件費は、2,755,490千円で、歳出額に対する人件費率は69.9%です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費/1人
329人	1,212,680千円	370,778千円	492,139千円	6,309千円

※鴻巣市に準じ、職員数から再任用職員は除き、数値は平成27年度決算値を使用しています。

(3) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
消防職	300,870円	38.0歳
一般職	372,500円	59.0歳

(4) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
消防職・一般職	183,300円	154,300円

(5) 職員手当の状況

- 平成27年度の期末・勤勉手当の支給割合は4.20月です。
- 平成27年度の地域手当の総支給額が65,602千円（支給率は5.0%）で、職員1人あたりの平均支給年額は199千円です。
- 平成27年度の時間外勤務手当の総支給額が49,430千円で、職員1人あたりの平均支給年額は191千円です。
- 平成27年度の特殊勤務手当の総支給額が13,393千円で、職員1人あたりの平均支給年額は40千円です。

(6) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

管理者	副管理者	議長	副議長	議会運営委員会委員長	議会運営委員会副委員長	議員
24,400円	20,800円	20,800円	20,000円	19,200円	18,400円	17,600円

※報酬は月額です。

※上記報酬のほかに、期末手当として年間4.20月分が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 1週間の勤務時間数（平成27年度）

毎日勤務職員・交替制勤務職員の勤務時間は、ともに1週間あたり38時間45分です。

(2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況（平成27年度）

育児休業は1名取得し、看護休暇（子の看護）は2名取得し、介護休暇を取得した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況

平成27年度において、分限処分された職員は1名、懲戒処分された職員は1名いました。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況（平成27年度）

承認件数は、厚生計画に参加の場合が18件となっています。

(2) 営利企業等従事の許可状況（平成27年度）

許可件数は12件となっています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成27年度に実施した研修は、合計で160コースあり、延べ研修人員は1,943人です。

(2) 職員の勤務成績の評定方法

地方公務員法第40条に基づく職員の勤務成績の評定については、職務・職階ごとの評価シートを用い、複数の評定者による5段階評価の勤務評定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法で具体的に定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。平成27年度は共済組合の負担金として400,578千円支出しました。

このほか、平成27年度は、消防職員等互助会への助成金として888千円支出しました。

(2) 公務災害の発生状況

平成27年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、3件ありました。

8 公平委員会からの報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度は、措置要求案件及び不服申立て案件はありませんでした。

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

組合議会（臨時会・定例会）の報告

平成28年第1回臨時会が5月23日(月)に、平成28年7月定例会が7月25日(月)に開会されました。提出議案とその結果は、次のとおりです。

平成28年第1回臨時会提出議案	結 果
埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	同 意
専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	承 認
専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例）	承 認
専決処分の承認を求めることについて（平成27年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第4号））	承 認
埼玉県央広域事務組合行政不服審査会条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
平成28年7月定例会提出議案	結 果
埼玉県央広域事務組合消防署設置条例の一部を改正する条例	原案可決
埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
財産の取得について（災害対応多目的車）	原案可決
財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	原案可決
平成28年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第1号）	原案可決

問合せ 総務課 ☎048-597-2001



違反対象物の公表制度が始まります

運用開始 平成29年4月1日



公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、鴻巣市、桶川市、北本市に所在する建物で重大な消防法令違反が認められた場合、埼玉県央広域消防本部ホームページ（<http://www.ken-o.or.jp/firehead/index.html>）で公表する制度です。

公表の対象建物	公民館・飲食店・百貨店・病院・社会福祉施設等の市民の方などが利用する建物
公表の対象となる重大な消防法令違反内容	建物に義務付けられた次の消防設備が設置されていない重大な消防法令違反 ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備

建物関係者の方へ

所有・管理する建物は、消防法の定める適切な防火管理を行いましょう。また、建物に以下の変更を行う場合には、消防用設備等が新たに必要となることがありますので、事前にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などのテナントが新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合
- 窓にフィルム等を貼る場合

問合せ 予防課 ☎048-597-2004

入浴事故を防ぐために

入浴事故は、温度差による血圧の変化で意識を失い、発見時には心肺停止状態で発見されることが多い事故で、全国的に見ても高齢者の方が入浴中に起こるケースが多くなっています。

全国の統計によると、入浴事故は11月～3月の寒い時期に集中し、特に12月～2月の厳寒期に多く発生しており、当消防本部管内においても寒い時期に発生しています。

体温との差ができるだけ少なくなるような環境で入浴することが大切で、それには脱衣所が寒過ぎず、お湯の温度が熱過ぎないことが重要です。

《入浴事故を未然に防ぐために以下の点をお勧めします。》

- ・脱衣所が寒い場合は、暖房器具を使い暖める。
- ・お湯の温度は41度以下にする。
- ・これから入浴することを家族に伝える。
- ・入浴前にかけ湯をする。
- ・高齢者が入浴している時は、家族が様子を見に行ったり頻繁に声をかけたりする。



問合せ 救急課 ☎048-597-2119

消防・救急フェアを実施しました

市民の皆さんに消防をより身近に感じ、消防行政への理解を深めてもらうとともに、火災予防の普及啓発を図るため、9月10日にヘイ・ワールド北本店、11月3日に桶川市民まつり、11月13日にかわさとフェスティバルにおいて、「消防・救急フェア」を開催しました。

各会場では、火災予防、応急手当、消火器体験等のコーナーに多くの皆さんのご参加をいただき、小さなお子様にも楽しみながら災害への備えの大切さを学んでもらうことができました。

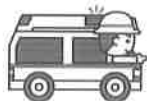
毎年9月から11月にかけて、鴻巣市、桶川市、北本市で開催を予定していますので、来年もお待ちしております。

問合せ 予防課 ☎048-597-2004





119番は緊急回線です!



近年、119番通報で、いろいろな問い合わせをしてくる方が多くみられます。災害時などは、その対応に遅れが出るなどの影響があります。以下のような問い合わせは、各種案内ダイヤルにてお問い合わせ下さい。

病院へ連れて行きたいけれど?

- ・ 埼玉県救急医療情報センター (24時間)

048-824-4199

近くの病院を案内してくれます。(※歯科・精神科を除く)

- ・ 埼玉県大人の救急電話相談

#7000

又は **048-824-4199** (ダイヤル回線、IP電話、PHSの場合)

〔月曜日～土曜日 18:30～22:30〕
〔日曜日・祝日・年末年始 9:00～22:30〕

- ・ 埼玉県小児救急電話相談

#8000

又は **048-833-7911** (ダイヤル回線、IP電話、PHSの場合)

〔月曜日～土曜日 19:00～翌朝7:00〕
〔日曜日・祝日・年末年始 7:00～翌朝7:00〕

サイレンの音が聞こえるけど火災かな?

埼玉県央広域消防本部災害情報自動案内

048-597-1119

災害地点・災害種別等を自動音声にて案内しています。

【埼玉県央広域消防本部】のホームページで確認することもできます。

その他の問い合わせ

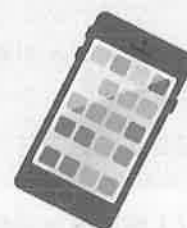
埼玉県央広域消防本部 代表電話

048-597-3301

自動音声案内ですので、音声案内に従い操作してください。

スマートフォン「操作ロック」時也要注意!

近年はスマートフォンの普及に伴い、利用者が知らない間に119番通報してしまう誤報が増えています。操作ロックをしてポケットやバッグなどに入れた状態でもかかってしまうことがあります。もしも間違っても119番通報した場合には、間違えた旨をお伝え下さい。



消防車・救急車は緊急車両です。

「サイレンを鳴らさずに来てほしい」との要請がありますが、消防車・救急車はサイレンを鳴らさずに出動することはできませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※緊急自動車は、赤色灯を点滅させ、サイレンを鳴らして走行しなければならないと道路交通法施行令で定められています。

問合せ 指令課 ☎048-595-1191

発行・編集

発行：埼玉県央広域事務組合
〒365-0062
埼玉県鴻巣市箕田1638番地1
ホームページアドレス
<http://www.ken-o.or.jp/>

編集：事務局総務課
TEL 048-597-2001 (代表)
FAX 048-597-3676

市民公募による救命講習のお知らせ

救命講習を受講することで、心肺蘇生法、AEDの使用法、止血法などの応急手当を学ぶことができ、身近な人が急に倒れた時に素早い応急手当を行うことができます。

当消防本部では、市民の方などが個人で参加できる「普通救命講習(受講時間3時間)」又は「上級救命講習(受講時間8時間)」を毎月1回開催しています。詳しくは、埼玉県央広域消防本部ホームページ(<http://www.ken-o.or.jp/firehead/index.html>)で確認できます。皆様のご参加をお待ちしております。

問合せ 救急課 ☎048-597-2119



この印刷物は再生紙を使用しています